

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画諸ノ木北部地区計画を次のように決定する。

名 称		諸ノ木北部地区計画
位 置		名古屋市緑区鳴海町字大清水、字笹塚、字諸ノ木及び字横吹の各一部
面 積		約 2.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、市の南東部に位置し、主に低層の住宅地の供給を目標とした土地地区画整理事業地内である。 土地地区画整理事業の効果を維持するため、敷地の細分化等の制限によりゆとりのある良好な住宅市街地の形成を図る。
	土地利用の方針	本区域は、良好な市街地としての基盤整備事業が行われた区域であり、周辺の緑豊かな低層住宅地と調和した土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境が形成されるよう建築物の用途、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限
		店舗、飲食店、事務所等の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものは建築してはならない。
		建築物の敷地面積の最低限度
		130平方メートル
		壁面の位置の制限
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は50センチメートル以上とする。 ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合についてはこの限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であること。

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区計画を定めることにより、建築敷地及び建築物の秩序化を通して、住宅を中心とした良好な市街地を計画的に誘導し、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図る。